



三重県 全13件

■都道府県：三重県

■自治体名：三重県

【名称】三重県環境影響評価条例

【制定】平成28年3月22日(改正)

【対象】一定規模以上の造成を行う事業

【内容】環境アセスメントの実施

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】環境アセスメント

【概要】近年メガソーラー事業のため県内各地の森林等において大規模な開発計画が進められていることを踏まえ、従来の条例に基づく環境影響評価手続の規模要件未達の造成事業についても一定の環境配慮がなされるように、一部の「対象事業」の規模要件の2分の1以上規模の事業を「準対象事業」とし、簡易的環境アセスメント手続を導入した。

■都道府県：三重県

■自治体名：三重県

【名称】三重県自然環境保全条例

【制定】平成25年12月27日(改正)

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】自然環境の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】平成28年3月1日に「三重県自然環境保全条例施行規則」の一部を改正し、湖沼等に浮かべる浮体式や土地の造成を伴わない太陽光パネルについても届出対象とし、既届出対象も含め、新たに「発電施設の設置」として規定した。

■都道府県：三重県

■自治体名：三重県

【名称】三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン

【制定】6月30日2017年

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、廃棄物の処理、地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

【概要】主に、住民とのコミュニケーションに重きを置き、太陽光発電事業者と各項目について調整をしてもらうよう促すガイドライン。詳しくは三重県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030900035.htm>

■都道府県：三重県

■自治体名：三重県

【名称】三重県景観計画に基づく届出制度のご案内

【制定】4月1日2017年

【対象】太陽光

【内容】景観の保全

【法令根拠】あり

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

【概要】三重県景観計画区域内ではあらかじめ届出が必要です(平成9年4月1日から太陽光発電施設が対象に追加されました)。

三重県 全13件

■都道府県：三重県

■自治体名：津市

【名称】津市景観規則

【制定】平成25年3月29日※平成28年4月1日より、届出行為に追加

【対象】太陽光

【内容】景観の保全

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

■都道府県：三重県

■自治体名：亀山市

【名称】亀山市環境保全条例

【制定】2005年1月11日

【対象】(1)5,000平方メートル以上の山林の伐採(2)1,000平方メートル以上の土地の区画形質の変更(3)1,000平方メートル以上の土石、砂利等の採取(4)延べ面積が500平方メートルを超える建築物の建築(5)産業廃棄物の処理施設で規則で定めるものの建設(6)前各号に掲げるもののほか、市長が特に環境保全上必要と認める行為

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、廃棄物の処理、騒音・振動

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】承認、不承認

【概要】再生可能エネルギー施設のみを対象としているのではなく、開発全般を対象としています。このことから、対象となる再生可能エネルギー施設は限られてきます。

■都道府県：三重県

■自治体名：亀山市

【名称】亀山市風力発電施設等の建設に関するガイドライン

【制定】平成21年7月

【対象】風力

【内容】自然環境の保全、景観の保全、地元との諸調整、騒音・振動、低周波、電波障害、広告物、光害、文化財

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】亀山市環境保全条例に対する事前協議

■都道府県：三重県

■自治体名：志摩市

【名称】志摩市の自然と環境の保全に関する条例

【制定】2004年10月1日

【対象】1,000平方メートル以上の土地の区画形成の変更を伴う開発行為

【内容】自然環境の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、協定の締結

■都道府県：三重県

■自治体名：志摩市

【名称】志摩市景観条例

【制定】2012年3月27日

【対象】一定規模を超える構造物の設置など

【内容】景観の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

三重県 全13件

■都道府県：三重県

■自治体名：志摩市

【名称】志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例

【制定】7月1日2017年

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 地元との諸調整, 事業の抑制

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出, 事前相談, 事前調整

【概要】伊勢志摩国立公園内における設置抑制を含め、設備の設置に関して自然環境と景観との調和を図ること
目的として制定

■都道府県：三重県

■自治体名：志摩市

【名称】小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン

【制定】12月1日2017年

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】事前相談

【概要】事業区域の面積 1,000平方メートル未満及び発電出力 50kW未満の事業を対象。

■都道府県：三重県

■自治体名：伊賀市

【名称】伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱

【制定】2016年4月1日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全, 地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】太陽光発電設備の設置自体を対象とした法令がない現状で、それらを住宅地等へ設置することで、雨水
や土砂の流出等の苦情が出ていた。

■都道府県：三重県

■自治体名：大台町

【名称】大台町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

【制定】2017年4月1日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 地元との諸調整, 維持管理、災害防止対策

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出